令 和 0 6 年 度　　第 2 回　　代々木警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 0 6 年 0 9 月 1 9 日　　午 前10時30分～ 午 前11時45分		
開催場所	代々木警察署　道場	出席者	協議会委員　　8 名 署長ほか　　2 名
内　容			

[業務説明]

協議会からの意見要望に対する回答
「代々木署管内の公園内非常ボタンの設置状況」
１　非常ボタンと防犯カメラの設置の現状
２　１１０番通報との併用による迅速な対応

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

１　署長から協議会への説明内容
（１）駐車監視員活動ガイドラインの見直し
ア　駐車監視員の活動
ガイドラインに基づく駐車違反の取締り
イ　現行のガイドライン
最重点路線、重点路線等の指定
ウ　変更の検討
最重点路線に山手通りを追加
（２）特殊詐欺対策
ア　警視庁の組織改編
特殊詐欺対策本部の設置
イ　代々木署の体制変更
特殊詐欺対策ＰＴ（プロジェクトチーム）の設置
ウ　代々木署発生の手口
（ア）還付金詐欺
（イ）オレオレ詐欺
（ウ）キャッシュカード詐欺等
（エ）架空料金請求詐欺
エ　代々木署の被害抑止対策と成果
（ア）無人ＡＴＭ・コンビニの巡回
（イ）特殊詐欺対策強化日の指定
（ウ）各種イベントやテレビ放送での広報啓発
（エ）検挙事例
オ　被害に遭わないための留意事項
２　警察署協議会からの意見要望等
（１）駐車対策について
夜間や生活道路における駐車対策を実施してほしい。
【回答】交通課を中心に対策を検討、実施して、秋の交通安全運動の取組結果と合わせて次回会議で報告する。
（２）特殊詐欺対策について
保育園、小学校等でも、特殊詐欺について啓発してはどうか。
【回答】幼少期の児童に対する防犯教育も非常に大切なので、今後の被害抑止対策として、学校等での啓発活動に取り組みたい。

[その他の意見要望等]

「拾得物を届けたが、その後警察から連絡がなかった」と聞いたので、拾得物を取り扱う流れを教えてほしい。
【回答】・　拾得物の取扱いは、「有権（拾得者が物件や報労金を受け取る権利を有する）」として受理した場合でも、一定期間が経たないと拾得者に引き渡すことができないなどの規定がある。
・　該当する件については確認の上、対応・連絡するところ、取扱いの問題で拾得者への連絡が遅延しているならば改善を検討する。

その他	次回開催は１２月を予定

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令 和 0 6 年 度　　第 1 回　　代々木警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 0 6 年 0 6 月 1 3 日　　午 前10時30分 ～ 午 前11時45分		
開催場所	代々木警察署　講堂	出席者	協議会委員　　8 名 署長ほか　　2 名
内　容			

会議に先立ち、交通課長の出席について各委員からの了承を得た。

[業務説明]

協議会からの意見要望に対する取組・回答
1　新型モビリティの交通ルールと安全性
（1）電動キックボードのルールと懸念事項
（2）モペットのルールと懸念事項
2　公園内への不審者対策用防犯表示板の設置
（1）ピーポくんがデザインされた路面プリントの試験的運用開始
（2）効果を検証して今後の展開を検討

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容
（1）災害対策について
ア　救助活動と交通規制
（ア）代々木署救出救助部隊の運用
（イ）震度６弱以上の場合の交通規制
イ　避難誘導と帰宅困難者対策
（ア）居住者の一時集合場所・避難所への誘導
（イ）帰宅困難者の一時退避場所・帰宅困難者受入施設への誘導
（ウ）周知徹底するための渋谷区と連携した広報
（エ）避難者対策
・　各種相談受付
・　犯罪の予防と検挙
ウ　被害者や行方不明者への対応
（ア）死亡者
・　協定を締結した収容場所への遺体搬送
・　身元調査と遺族等への引き渡し
（イ）行方不明者等
・　届出の受理
・　捜索及び調査
エ　災害への備え
（ア）地域住民との防災訓練による防災意識の向上
（イ）関係機関との連携強化
（ウ）通信指令機能の維持・移設訓練
（2）代々木警察署庁舎の移転
ア　一時移転先（仮庁舎）
（ア）新宿区西新宿４丁目３６番（新宿署管内）に所在
（イ）令和７年度から８年度にかけて施工
（ウ）令和９年度頃から仮庁舎の運用開始
イ　新庁舎
所在地は未定だが、管轄区域に変更なし
ウ　情報発信
当署ホームページ、広報けいしちょうに掲載予定
2　警察署協議会からの意見要望等
震災時の初期対応について、震度６弱以上の地震の判定基準、警察署員の対応を教えてほしい。
【回答】気象庁発表に基づいて震度を判断して署員は自主的に警察署へ参集し、各種対応に当たる。

[その他の意見要望等]

1　公園に非常ボタンを設置してほしい。

【回答】区の取組や設置状況を確認し、実効性について１１０番通報との比較調査を行う。

２　協議会からの要望に対する迅速かつ意欲的な取組（新型モビリティの説明、公園内の防犯表示）に感謝したい。

その他	次回（令和６年度第２回警察署協議会）は９月頃に開催予定

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令 和 0 5 年 度　　第 4 回　　代々木警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 0 6 年 0 3 月 2 8 日　　午 前 10 時 30 分 ～ 午 前 11 時 40 分		
開催場所	代々木警察署　講堂	出席者	協議会委員　　7 名 署長ほか　　7 名
内　容			

会議に先立ち、交通課長、警備課長、地域課長、刑事組織犯罪対策課長、生活安全課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

１　協議会からの意見要望の取組結果について
（１）商店街でのスピード違反や一方通行逆走抑止の対策について
ア　現状の検証
（ア）商店街関係者と協働して道路環境総点検を実施
（イ）交通課員が登下校時間帯の交通状況を調査
（ウ）商店街会長に対する交通環境やマナーについてのアンケート調査
イ　検証結果を踏まえた対策
（ア）速度違反対策
・　注意喚起看板や車両進入禁止標識の設置
・　交差点内を赤色路面標示に改善
（イ）逆走防止対策
スクールゾーン実施時間帯にバリケードを試験的に設置
ウ　道路管理者（渋谷区等）との連携
（ア）検証結果と改善すべき点について報告
（イ）具体的な改善策の要請
・　電柱や街路灯等への「飛び出し注意」等の巻き付け型看板の設置
・　スクールゾーン実施時の配置員の増員とバリケード増設
エ　継続的な対策
（ア）関係機関・部門に対する交通規制等の見直しの要請
（イ）事故や違反の発生を分析したアットランダムな交通取締り
（ウ）「メールけいしちょう」を活用した取締り情報の配信
（２）公園内のピーポくん等の防犯表示板等の設置について
ア　生活安全課員による実地調査
複数の公園で、防犯表示板の設置可能場所や効果等を調査
イ　関係機関等との協議
渋谷区、警視庁本部と設置の可否について協議
ウ　試験的措置
（ア）防犯性を重視した文言、デザインの表示板を制作
（イ）本年５月頃に管内数か所の公園に設置予定
エ　安心して利用できる環境づくり
制服警察官の公園内パトロールや不審者に対する職務質問を強化

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

１　署長から協議会への説明内容
令和５年中の代々木警察署における各種業務結果
（１）安全安心な街づくりを実現する諸対策の推進
ア　１１０番受理状況
（ア）年間約１万６，０００件（一日平均約４５件）
（イ）事案別では騒音苦情が最多、交通事故、交通違反、けんか口論の順で続く。
（ウ）レスポンスタイムの短縮
警察官の現場到着までの平均時間は約７分で、更なる短縮を目指す。
（エ）いたずら等の通報
都内で年間約５６万件、一日平均１５００件以上。重要な事件事故への対応が遅れるおそれがあるため抑制に向けた広報啓発を強化
イ　特殊詐欺防止対策等の推進による社会規範意識の向上
（ア）手口の周知と被害未然防止（「ＳＴＯＰ！ＡＴＭでの携帯電話使用」等）
（イ）ＳＮＳ上の「闇バイト」への注意喚起（「＃ＢＡＮ闇バイト」）
（ウ）地域住民と協働した広報啓発活動の継続
（２）平穏な生活を脅かす各種犯罪抑止と検挙

ア　犯罪発生状況（刑法犯約８００件を受理）
過去５年間で、特殊詐欺や侵入窃盗は減少の一方、強盗や子供に対する犯罪が増加傾向
イ　検挙の状況（あらゆる法令を適用した多数の検挙）
（ア）特殊詐欺を含む重要犯罪、ゴミの不法投棄等の生活環境事犯、痴漢・盗撮等迷惑行為事犯などを検挙
（イ）迷惑防止条例、ストーカー規制法、児童福祉法、売春防止法等を適用
ウ　防犯対策
（ア）「万引きは窃盗」の気運を醸成し、店舗と協力して積極的に事件化し、発生の抑止に努める。
（イ）犯罪抑止と検挙活動を両輪として地域の平穏な生活を維持
（３）重大交通事故防止対策の推進
ア　交通事故発生状況
（ア）交通人身事故は２８５件、うち二輪車運転者の死亡事故１件
（イ）事故発生は前年比で約６０件減で、半数が甲州街道、山手通り、井の頭通り等の大通りで発生
（ウ）怪我人の半数以上が自転車や二輪車の利用者で、朝方から夕暮れ時に多発
イ　子供や高齢者に対する交通安全教室
「子供に対する一般道路での自転車走行実践指導」は警視庁初の試み
（４）震災等大規模災害対策の推進
ア　能登半島地震の発生で大地震発生に備える必要性を再認識
イ　各種防災訓練の継続実施、関係機関との連携強化
ウ　災害対応能力向上を目的とする防災研修等
（ア）企業・団体等の要望に応じて実施
（イ）具体的な災害被害を想定した実践的訓練
各施設職員の役割分担、被災状況や人員の確認、区が指定する一時避難場所への避難訓練等
２　警察署協議会からの意見要望等
（１）保育園・幼稚園での交通安全教育の推進
ア　管内で増加する私立の園でも、公立同様に安全教室を頻繁に実施してほしい。
イ　安全教室での実践方式の教育は効果的であり、多くの園児が、将来の夢として「お巡りさん」と答えているように、リクルーティングにも好影響がある。
ウ　私立と公立の保育園の総会等でも交通安全教育について提案したい。
（２）震災対策の推進
ア　東日本大震災時の混乱反省を踏まて具体的な対策を教えてほしい。
イ　警察、消防、学校等の各機関が連携し、事前に準備することが重要だ。
ウ　「避難場所」等の機能と名称について、情報発信してほしい。
エ　４月２０日、幡ヶ谷町会自治防災会、渋谷区防災課が主催して、ひだまり公園のかまどベンチで防災訓練を実施するので、警察からも参加してほしい。
（３）電動キックボードのルール周知
歩道を走行する電動キックボードの運転者に注意したいので、ルールや安全性について詳しく教えてほしい。
（次回会議で、電動キックボード等の新型モビリティについて説明）

[その他の意見要望等]

１　前回の要望（商店街の交通対策）に対する、多角的視点からの迅速で意欲的な取組に感謝したい。
２　代々木警察署庁舎建て替えの具体的方向性について聞きたい。
【説明】令和９年に仮庁舎（新宿署管内）に移転予定だが、本庁舎の所在地は未決で、土地管理者と協議中

その他	次回（令和６年度第１回警察署協議会）は、６月頃に開催予定

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令 和 ０ ５ 年 度　　第 ３ 回　　代々木警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 ０ ５ 年 １ ２ 月 ０ ７ 日　　午 前 10 時 30 分 ～ 午 前 11 時 35 分		
開催場所	代々木警察署　講堂	出席者	協議会委員　　８ 名 署長ほか　　２ 名
内　容			

[業務説明]

１　管内の犯罪発生状況について
（１）指定重点犯罪
ア　発生状況
当署における１１月末現在の発生件数と増減
イ　発生傾向
（ア）トラブルを起因とした強盗事件や子供に対する犯罪が増加傾向
（イ）その他の指定重点犯罪は、減少又は横ばいで推移
（ウ）住居等に侵入しての窃盗は昨年同月比で１０件以上減少、街頭活動の成果が現れている。
（２）特殊詐欺被害状況
ア　認知件数
昨年同月比で２０件以上減少
イ　被害総額
２５００万円超
ウ　被害防止対策
（ア）アポ電入電時における情報発信
「メールけいしちょう」等の活用
（イ）警戒活動と通報・協力依頼
金融機関やコンビニエンスストア等との連携体制
（ウ）詐欺や強盗等の犯罪に加担させないため闇バイトの危険性を周知する広報
○　管内大学生を対象に、警視庁本部と合同で、弁護士による闇バイトに関する講話を開催
○　各種媒体の活用
・　小田急線、京王線各駅におけるデジタルサイネージ等を活用した広報
・　渋谷区エリアのラジオで放送、渋谷区報への掲載
・　新聞折込みチラシ
○　イベント等での広報
・　渋谷体育協会主催の渋谷スポフェスにおけるイベント
・　駅頭等での街頭キャンペーン
○　巡回連絡及び戸別訪問
（３）成果につながる検挙対策
ア　積極的な職務質問と各種配備
イ　管内地域住民との協力による徹底した捜査活動

２　協議会からの意見要望に対する取組
裏通りの交通マナーが悪いので、警察官の街頭配置をしてほしい。
【取組】年末に向けた事故防止対策と併せた対策
○　歩行者、自転車、二輪車等の交通安全啓発
○　街頭活動中に裏路地で自転車などに対する指導警告
等により、１０月以降、自転車の交通事故が減少した。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

１　署長から協議会への説明内容
（１）年末年始における街の安全について
ア　年末年始特別警戒
（ア）令和５年１２月１５日から令和６年１月３日まで実施
（イ）年末年始に発生が予想される犯罪
イ　金融機関・コンビニ等の立ち寄り警戒
（ア）警察官が管内の金融機関やコンビニ等に立ち寄って警戒を実施
（イ）年末年始に予想される強盗事件の発生抑止対策を周知

ウ　街頭防犯活動の強化
（ア）侵入窃盗対策
防犯上の危険性がある建物の特徴を周知
（イ）すり・置き引き対策
（ウ）自転車盗対策
管内で自転車盗が増加中
（エ）飲酒に起因する事件事故の対策
（２）年末年始における雑踏警備について
ア　管内の警備事象
（ア）明治神宮初詣
（イ）各種イベント（レコード大賞・ＮＨＫ紅白歌合戦等）
イ　事象に伴う雑踏警備
事故を発生させることなく万全の警備を実施
２　警察署協議会からの意見要望等
（１）警察から、勤務先に設置している防犯カメラの確認を頻繁に求められるが、管内の防犯カメラはどれくらい活用されているのか。
【回答】防犯カメラは現在の犯罪捜査において不可欠なツールの一つで、警察は膨大な件数の閲覧要請を行い、きわめて有効に活用させていただいている。
（２）渋谷区内は公園が狭く、公園周辺で不審者を見かけることも多いので、子供を安心して遊ばせられるように、ピーポ君の防犯表示板などを設置してほしい。

[その他の意見要望等]

１　悪事をたくらむ者は、あらゆる機会を通じて個人情報を得ようとし、犯罪者の手に個人情報が渡れば大変な問題となるので、一人一人が個人情報について考える必要がある。
２　商店街や人通りの多い狭い道路をスピードを出して通過する車両や、一方通行を逆走する車両を多く見かけるので、通行人が交通事故に遭う危険性の高い商店街等に、スピード超過や一方通行逆走を抑止できるような道路表示等を設置してほしい。
【回答】○　管内は狭い道が多いため、スピード超過や逆走を防止する対策として、道路の環境整備や、警察官による指導取締り等を実施しなければならない。
○　交通実態を再検証し、子供の通学時間帯、人流の多い通勤時間帯等、状況に応じた交通対策を検討する。

その他	

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令 和 ０５ 年 度　　第 ２ 回　　代々木警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 ０５ 年 １０ 月 ０３ 日　　午 前11時20分～ 午 後00時20分		
開催場所	警察学校　教場	出席者	協議会委員　　６ 名 署長ほか　　１ 名
内　容			

[業務説明]

１　管内の交通事情について
（１）管内における交通事故発生状況（令和５年８月末まで）
ア　人身事故発生状況
（ア）前年同期比マイナスで推移
（イ）本年３月発生の死亡事故
イ　路線別事故発生状況
（ア）幹線道路上における事故が突出
（イ）人身事故も、過去３年の平均から、幹線道路及び大通りに準ずる通り上での発生が多い傾向

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

１　署長から協議会への説明内容
（１）秋の全国交通安全運動の取組について
ア　「防災×ＳＡＦＥＴＹ　ＡＣＴＩＯＮ２０２３」の開催（９月２日）
（ア）秋の全国交通安全運動の「前哨戦」として管内代々木公園で開催
（イ）音楽隊の演奏、騎馬隊による乗馬体験
（ウ）シートベルトコンビンサーや自転車シミュレーター
（エ）警察車両、防衛省・消防庁・高速道路会社の車両、青パトの展示
（オ）安全指導
・　交通安全教室
・　自転車の正しい乗り方指導
（カ）広報啓発
・　自転車のヘルメット着用
・　電動キックボードの法改正のポイント
イ　その他取組
（ア）署員による町会テント激励（連日）
（イ）管内において二交機との合同出動式（９月２１日）
（ウ）帝京短期大学での安全講話及びキャンペーン（９月２６日）
ウ　安全運動期間中の交通事故発生状況
（２）自転車・電動キックボード等の交通事故防止対策
ア　自転車に対するヘルメット着用キャンペーン
イ　指導取締りの強化
（ア）指導警告
・　キックボードや自転車利用者に対する警告カードの活用
・　子供に対するマナーカードによる指導
（イ）取締り
・　自転車、電動キックボードともに昨年以上の取締りを実施
・　夜間の電動キックボードに特化した取締り
（３）公道カートに対する取締り
ア　令和４年１２月頃から駐車や騒音の苦情が入電し、再三指導警告を実施
イ　改善がみられないことから、本部所属と合同で取締りを実施
２　警察署協議会からの意見要望等
（１）大学生のキャンペーン参加について
ア　例年実施している大学生と共に交通安全を呼び掛けるキャンペーンでは、学生の精力的な活動が印象的で、若い世代の力を更に活用してほしい。
イ　若年層が巻き込まれる「闇バイト」についても、若い世代と協力して危険性を周知していく活動が必要である。
（２）裏路地での自転車や歩行者のマナーが悪く、危険なので、対策を講じてほしい。
【回答】交通課と連携して、対応を検討する。

[その他の意見要望等]

「管内居住者とそれ以外の人ではどちらの事故が多いのか」との質問に、「幹線道路が多く、管内を通過する車両も多いため、居住者とそれ以外の方について事故の多寡は一概には言えない」と回答したところ、「警察署は、日頃から幹線道路上で事故を起こさせないように工夫していると感じるので、継続してほしい」との意見があった。

その他	

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令 和 0 5 年 度　　第 1 回　　代々木警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 0 5 年 0 6 月 1 5 日　　午 後 0 1 時 3 0 分 ～ 午 後 0 3 時 0 0 分		
開催場所	代々木警察署　講堂	出席者	協議会委員　　9 名 署長ほか　　1 名
内　容			

会議に先立ち、会長及び副会長を互選した。

[業務説明]

1　当署の特色
（1）渋谷区における当署管轄区域の面積及び人口の占有率
（2）署内各課の編成及び活動の概要
（3）各交番及び地域安全センターの概要
2　管内概況
（1）当署における刑法犯認知件数の推移
（2）当署における交通事故発生件数の推移
（3）その他管内治安の情勢

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容
（1）令和６年における駐車監視員活動ガイドライン
安全で円滑な交通環境の実現を図るため、次のとおり指導取締りを継続する。
ア　最重要路線
甲州街道及び水道道路
イ　重点路線
山手通り、井の頭通り、中野通り等
ウ　最重点地区
最重点路線（甲州街道）周辺、管内に所在する各駅周辺
エ　重点地区
上原２丁目地区及び富ヶ谷２丁目地区
オ　指定解除
西参道は、駐車実態がなく迷惑性もないことから指定を解除し、今後は警察官による指導取締りを実施
（2）令和５年下半期における速度取締指針
ア　引き続き、重点路線に甲州街道等を指定し取締りを実施する。
イ　放射２３号は、交通事故多発交差点である富ヶ谷交差点につながる路線であることから、新たに署指定の路線として速度違反の取締りを実施する。
（3）令和５年下半期における取締り管理計画
ア　令和４年下半期における交通人身事故発生状況
・　交通事故多発路線
甲州街道及び山手通り
・　交通事故多発交差点
笹塚、清水橋、富ヶ谷及び五輪橋の各交差点
イ　令和４年下半期の交通取締り状況
上記アの路線及び交差点で交通取締りを実施しており、交通事故の実態と合致している。
ウ　自転車の交通違反取締りの強化
自転車が関与する交通人身事故が全体の半数以上を占めることから、今後は、自転車の交通違反取締りを強化する。
2　警察署協議会からの意見要望等
駐車監視員活動ガイドライン、速度取締指針及び取締管理計画については、よく理解できた。
署長の説明のとおり、これらの交通取締りに取り組み、管内における安全で円滑な交通環境を実現していただきたい。

[その他の意見要望等]

なし

その他	次回（令和５年度第２回警察署協議会）は、１０月に開催予定

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令 和 0 4 年 度　　第 4 回　　代々木警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 0 5 年 0 3 月 1 6 日　　午 前10時30分～ 午 前11時30分		
開催場所	代々木警察署　署長室	出席者	協議会委員　　8 名 署長ほか　　1 名
内　容			

[業務説明]

～令和４年中における代々木警察署の活動状況等～

１　１１０番通報受理状況

令和４年中は前年に比べ通報件数が増加した。

令和５年も引き続き各種通報に対し早期臨場に努めつつ適切に対応したい。

２　交通人身事故発生状況

令和４年中は、発生件数が前年と比較して倍増したところ、二輪車、自転車及び子供が関与する事故が顕著に増加した。

なお、死亡事故は昨年と同数の２件発生した。

令和５年は、二輪車、自転車及び子供が関与する交通事故の防止に努めたい。

また、交通事故防止に向けた広報啓発イベントを開催する予定である。

名称：代々木ＳＡＦＴＹ　ＣＯＬＬＥＣＴＩＯＮ　２０２３

日時：令和５年４月２２日（土）　午後１時から午後２時３０分までの間

場所：文化学園大学（渋谷区代々木３丁目所在）

特徴：俳優を１日警察署長としてお招きする。

３　刑法犯認知状況

令和４年中の刑法犯認知件数は前年とほぼ同数であった。

こうした中、指定重点犯罪である特殊詐欺の認知件数はほぼ半減した。

令和５年も引き続き、「ＳＴＯＰ！ＡＴＭでの携帯電話」の呼び掛けをはじめ、管内の治安維持と体感治安の向上に努めたい。

４　生活安全相談受理状況

令和４年中の生活安全相談受理件数は前年とほぼ同数であった。

令和５年も引き続き適正な対応を図りたい。

５　警務・総務部門について

（１）　第９７回警視庁柔道大会の結果について。

（２）　代々木警察署庁舎移転（仮設）に関する説明会を本年３月１７日（金）に渋谷区初台区民会館において開催予定である。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

１　署長から協議会への説明内容

～各家庭における防犯対策と警察の取組～

委員から「昨年末から都内及び近県で強盗や侵入窃盗事案が発生している。各家庭における防犯対策と警察の取組について説明をお願いしたい。」との意見があり、警察の取組として当署作成の広報啓発活動用チラシ等を示しつつ、防犯対策として以下のとおり説明した。

（１）強盗の被害に遭わないための３つのルール

ア　訪問者対応のルール

在宅時でも必ず玄関や窓の施錠をし訪問者が来ても不用意にドアを開けない。

イ　電話対応のルール

在宅時でも留守番電話に設定し、犯人からの電話に出ない。

ウ　お金のルール

自宅に現金を置かない（自宅金庫を含む）。

（２）防犯対策

ア　自宅の対策

防犯カメラやセンサーライトを取り付ける。カメラ付きドアホンやインターホンに買い換える。窓に防犯フィルムや補助錠を取り付ける。

イ　電話の対策

在宅時も留守番電話に設定する。相手を確認してから、必要な場合のみ、折り返し電話する。自動通話録音機や迷惑防止機能付き電話機を活用する。

（３）不審者や不審な車両を見掛けた場合は、迷わず１１０番通報をする。

２　警察署協議会からの意見要望等

引き続き説明のとおり取り組んでいただきたい。

[その他の意見要望等]

なし

その他	次回（令和５年度第１回）の警察署協議会は、令和５年６月に開催予定

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令 和 0 4 年 度　　第 3 回　　代々木警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 0 4 年 1 2 月 0 7 日　　午 前10時30分～ 午 前11時30分		
開催場所	代々木警察署　講堂	出席者	協議会委員　　8 名 署長ほか　　1 名
内　容			

[業務説明]

1　庁舎移転計画ついて
　令和４年第２回会議において出された「仮設移転や新庁舎建設の計画や進捗状況については、今後も継続的に説明をお願いしたい。」旨の要望については、同会議以降の進捗状況を説明した。

2　フィッシングメール（ＳＮＳ）への対応について
　令和４年第２回会議において出された「スマホに送りつけられる詐欺メールに対する警察の取組について説明をお願いしたい。」の要望については、警視庁サイバーセキュリティ対策本部が作成した広報啓発用リーフレット「スマホのサギにご用心」、「狙われてます!あなたのスマホ（武井壮Ｖｅｒ．）」及び「個人情報流出の危機！！セキュリティ対策を！！」を配付して説明した。

3　警視庁ＷＥＢ防犯シミュレーター「未来へのメソッド」について
　防犯アプリ「ＤｉｇｉＰｏｌｉｃｅ」の画面をスクリーンに投影して、警視庁ＷＥＢ防犯シミュレーター「未来へのメソッド」を実演し、同シミュレーターの紹介と具体的な防犯行動について説明した。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容
（1）電動キックボード対策の推進について
　電動キックボード対策について、以下の事項を説明し意見等を求めた。
ア　特例電動キックボードと個人購入の電動キックボードに対する道路交通法上における違い
（ア）車両区分
（イ）ヘルメット着用義務の有無
（ウ）普通自転車専用通行帯、自転車道、歩道及び一方通行路の通行可否
イ　取締状況等
（2）暴力団対策の推進について
　暴力団対策について、以下の事項を説明し意見等を求めた。
ア　暴力団について
（ア）都内の暴力団等の情勢等
（イ）管内に所在する暴力団事務所
イ　準暴力団について
（ア）近年の台頭状況
（イ）特徴、組織構造
ウ　暴力団排除活動について
　広報啓発用ＤＶＤ「餌食にされない選択『あなたを狙う暴力団の罠』」（組織犯罪対策部作成）の上映
2　警察署協議会からの意見要望等
（1）電動キックボード対策の推進について
ア　一見同じに見える電動キックボードでも特例と個人購入の２種類があり、違反形態も異なることが理解できた。
イ　現場の警察官には困難を強いるものの、違反者に対する取締りを今後も推進していただきたい。

（2）暴力団対策の推進について
ア　管内に暴力団事務所があるとは知らなかった。
イ　暴力団・準暴力団に対しては、継続して取締りを含めた諸対策を推進していただき、管内住民に対する安心・安全の確保に努めていただきたい。

[その他の意見要望等]

なし

その他	令和４年度第４回会議は、令和５年３月開催予定

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。